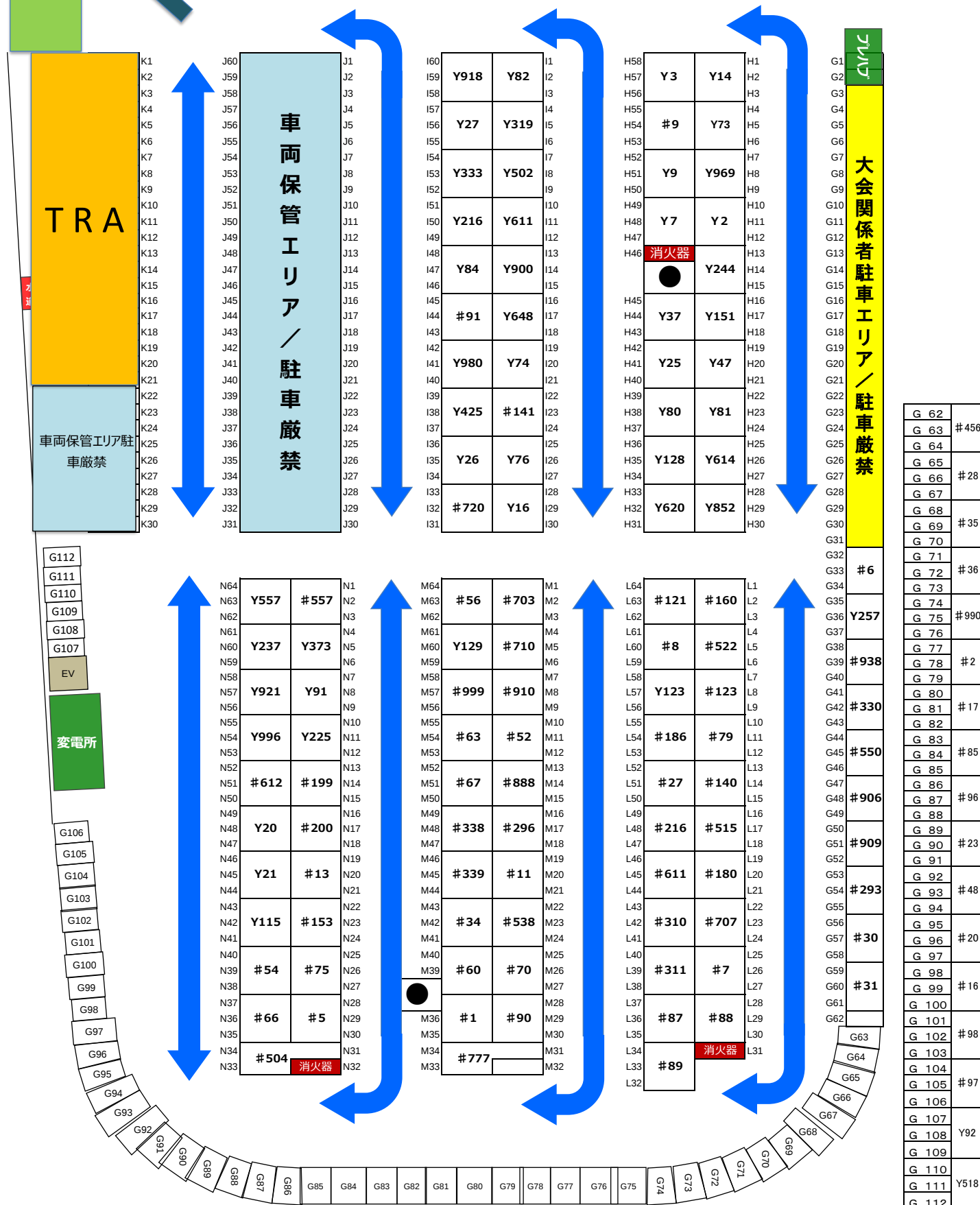


GY



- 第2バックは、「第2バック駐車券」をお持ちの車両が駐車可能となります。テント設置、車両の駐車は駐車枠内をお願いいたします。
- サービスでない車両や大型車（トランスポーター・積載車）が駐車枠内に収まらない場合は、東バックに駐車してください。
- 車両通行証（駐車券）は必ず外部から見える位置に掲示してください。
- 駐車枠は1枠、2.5m×5mとなります。